

尼北保第 1 1 6 6 号

尼南保第 1 0 7 3 号

令和 5 年 8 月 2 5 日

指定医療機関 様

指定調剤機関 様

尼崎市北部保健福祉センター所長

尼崎市南部保健福祉センター所長

(公 印 省 略)

生活保護システムの改修に伴う変更点について(通知)

平素から本市の生活保護行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市ではこの度生活保護システムを改修することとなりました。

つきましては、現在送付しております書類に関しまして、以下のとおり変更点がございますので、お手数をおかけしますがご協力をよろしくお願いいたします。

1 医療要否意見書及び医療券・調剤券の様式変更について

医療要否意見書及び医療券・調剤券に関しまして、令和 5 年 9 月下旬発送分より様式に一部変更があるためご連絡いたします。

[主な変更点]

- ・ 現在、一般入院の医療要否意見書は A 4 緑色の用紙、外来の医療要否意見書は A 4 白色の用紙としておりますが、一般入院及び外来の医療要否意見書の様式が同一のもの (A 4 白色) となります。
新様式では、用紙右上に「入院」又は「入院外」のいずれかの記載がありますので、そちらでご確認下さい。
- ・ 一般入院及び外来の医療要否意見書について、新様式では年齢及び生年月日の記載はありません (何年生まれ (和歴) のみ記載) ので、同姓同名の方がおられる場合はケース番号にてご確認下さい。
- ・ 医療券・調剤券及び精神入院の医療要否意見書については、書式以外に変更はありません。

2 医療券・調剤券に係る受給者番号の固定化について

現在、本市では医療券・調剤券に係る受給者番号について、診療月ごとに変更となる方式を採用しているところですが、国の方針に従い、令和 5 年 1 0 月診療分より被保護者ごとに固定化させていただきます。

令和 5 年 9 月以前の診療分の医療券・調剤券に関しましては、診療月ごとに異なる受給者番号となりますので、月遅れで請求を行う際などにはご注意下さい。

以 上